

『魯西亜牛痘全書』安政版の出版の経緯について

松木明知

一、はじめに

日本に捕えられたロシアの船長ゴローニンの取調べのため、文化十年（二八一三）松前に出張した幕府の訳官馬場佐十郎は、偶然にも中川五郎治がシベリアから将来したロシア語の種痘書を披閲して関心を持ち、ゴローニンや彼と一緒に捕えられた船員モウルについてロシア語を習いながら、このロシア語の種痘書を翻訳した。⁽¹⁾『遁花秘訣』と題された訳稿が完成したのは文政三年（一八二〇）であったが、しかし佐十郎が二年後の文政五年（二八二二）に歿したため刊行されるに至らず、わずかに写本として伝えられていた。⁽²⁾

牛痘種痘に大いなる関心を寄せていた三河の利光仙庵は『遁花秘訣』の一写本を長崎で入手した。仙庵はこの写本を二十数年死蔵していたが、馬場の訳業の湮滅することを恐れて『遁花秘訣』を『魯西亜牛痘全書』と改題して嘉永三年（一八五〇）に上梓した。⁽³⁾しかしこの嘉永版は現在わずか数部しかその所在が知られていないことから極めて少数のみ印行されたものと推察される。

この『魯西亜牛痘全書』をさらに普及させようと考えた仙庵は安政二年（一八五五）に再版の上梓を企画した。すな

わち『魯西亜牛痘全書』には嘉永三年版と安政二年版の二種が存在するのであるが、杉本つとむは嘉永三年版を実見せずにその存在を否定し、安政二年版しか存在しないと主張している⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

筆者は家蔵の嘉永三年版と安政二年版の『魯西亜牛痘全書』を書誌学的に改めて検討し、杉本の主張は誤りであると指摘し、その論考の末尾に「以上述べたことを総合すれば、三河の利光仙庵は長崎で馬場佐十郎の『遁花秘訣』の写本を入手し、その湮滅することを惜しんで、嘉永三年(一八五〇)に『魯西亜牛痘全書』と改題出版したが、少数であったため、再版してその普及を強く慫慂する佐竹藩の斎藤恭の要望を受けて、安政二年(一八五五)に再版を上梓した。」と記したが、最近この間の事情を明確に示す極めて重要な史料を見出した⁽⁶⁾。

この史料は従来医史学研究者の間では殆ど無視されていた史料であり、これによって『魯西亜牛痘全書』の刊行年の議論に終止符を打つことが出来ると考えられるので、以下に詳述したい。

一、幕末の出版販売許可の事情について

幕末における翻訳書の出版事情がいかなるものであったかを記しておいた方が本論の理解に便利なので少し言及しておきたい。

天保十一年(一八四〇)幕府は売葉の看板に蘭字の使用を禁じ、さらに蘭書翻訳書の流布を取締った。二年後の天保十三年(一八四二)六月には翻訳書の出版を町奉行の許可制にし、さらに弘化二年(一八四五)七月翻訳書の出版を天文方の許可制とした。

この間の具体的な事情については森睦彦が述べており、⁽⁷⁾⁽⁸⁾それによれば私家版としての極めて少数の刊行は別として、出版して販売しようとするれば、書肆はまず書物担当の町年寄(安政年間には館家)を経由して、草稿を町奉行所に提出しなければならぬ。今問題にしている安政二年の町奉行は井戸対馬守覚弘(任期は嘉永二年八月四日〜安政三年十一月十八

日)と池田播磨守頼方(任期は嘉永五年三月三十日〜安政四年十二月二十八日)の二人であった。出版関係は主として北町奉行の井戸封馬守が担当していた。北町奉行所は内容によって学問所(聖堂学問所)、医学館、天文方に草稿を振り分けて送り、そこで草稿が各々嚴重に審査を受ける。審査で問題がなければ草稿は押印されて町奉行所から町年寄を経由して出版者に返却され、板木の彫刻が開始される。印刷が完了すると、草稿と印刷本は町年寄を経由して町奉行所に提出され、草稿通りであれば許可される。もちろん印刷本は納本される。私家版の場合は草稿が直接検閲先、例えば学問所とか医学館などに提出され、検閲を受けることになる。

宗田一は『日本医療文化史』の中で翻訳に言及して「なお、翻訳者の出版許可は、弘化二年(二八四五)七月から天文台の管轄となった。町奉行の許可の手を離れたのである」と記しているが、「天文台」は「天文方」とすべきであり、町奉行の手を全く離れた訳でなく、そこを経由して天文方、さらにはその上部機関が検閲審査したのであり、このことは次節でも述べることによって証される。

二、「市中取締統類集——書籍部——」に現れた『魯西亜牛痘全書』

前節で言及した幕末の町年寄、町奉行への出版者から願出の経緯を記した記録は、現在国立国会図書館に所蔵される「市中取締統類集——書籍部——」に収められている。その安政三年(一八五六)の条に「魯西亜牛痘全書売弘願調」が披見される。

安政三年(一八五六)四月町年寄の館市右衛門から『魯西亜牛痘全書』の出版に関する次のような書類が北町部奉行所に提出された。

天文方改判有之御手限御差図可被成下候哉

魯西亜牛痘全書壳弘願奉伺候書付

館 市右衛門

一 魯西亜牛痘全書式冊松平伊豆守殿家来利光仙庵著、同人蔵板

浅草茅町式町目

喜兵衛地借書物問屋、願人 伊八

右者去卯四月中、作者より天文方改濟蔵版之处、此度願人方江引受壳弘申度旨、同所改判有之草稿壹冊、製本式冊差出し御差図奉伺候申出候。

但嘉永四亥年六月 引痘略三冊

同九月 牛痘発蒙壹冊

右天文方江御掛合相成候処、初筆之引痘略同所より一応主膳正殿江伺置候処、開版之儀者先ツ見合候様可及挨拶旨被仰渡段。牛痘発蒙も同様之品ニ付、可否御挨拶難及旨、同十二月山路弥右エ門殿御挨拶有之。右式部共開板壳弘之儀者難相成段可申渡旨被仰渡。草稿取上ケ御役所江相納申候。

右牛痘書、朱書難相成類被仰渡茂有之候得共、今般之書冊天文方改判有之上者兼而御掛合濟之通御手限御差図可被成下候哉。乍去為御見合去ル亥年御贈答写相添、此段奉伺候以上。

辰四月

館 市右衛門

右に記した「辰四月」つまり安政三年（一八五六）四月の日付を有する館市右衛門の文書は、利光仙庵が出版し板木を

有している『魯西亜牛痘全書』の二冊を浅草茅町二丁目の須原屋伊八が印刷を引き受け、販売したい旨の願出であり、この書は既に天文方の検閲済みであるが、検閲済みの草稿一冊と製本したものの二冊を添えて提出し、出版販売の可否について奉行所の指図を受けたいとするものである。

さらにこの願出に関連して、亥年つまり嘉永四年（一八五二）六月に検閲し、販売が不許可になった牛痘種痘関連の書冊である難波立愿の『引痘略』と桑田立斎の『牛痘発蒙』に関する文書の写しを添付するというのである。「引痘略」と「牛痘発蒙」の問題は後述する。

町年寄の館市右衛門は須原屋伊八からの『魯西亜牛痘全書』出版販売の願いがあったので、この旨を北町奉行所の井戸対馬守に報告し回答を求めた。井戸はこの書が翻訳書であることから適否を天文方へ問い合わせた。その文章が館市右衛門の文書の前に見られるので左に記す。

一 魯西亜牛痘全書 貳冊

右者松平伊豆守家来利光仙庵著同人蔵板致候処、此度朝草茅町貳丁目喜兵衛地借書物問屋伊八方江引請売弘度旨願出候段、町年寄館市右衛門申聞。改判有之候儀ニ付、兼而御掛合済之通、拙者方手限ニ而可承届処、去ル亥年中、引痘略、牛痘発蒙開板之儀ニ付、及御掛合候節、御挨拶之趣も有之候間、右書冊相添一応及御掛合候

辰四月

この井戸の文書は、須原屋伊八から『魯西亜牛痘全書』の出版販売の願いが町年寄の館市右衛門に出され、それが当方に廻ってきた。かねて相談した通り、当方の権限で許可しても良いが、嘉永三年（一八五〇）の『引痘略』や『牛痘発蒙』の先例もあるので一応御相談申し上げるとい趣旨のものである。

この奉行井戸対馬守からの質問に対する天文方山路弥左衛門の回答は次の通りであった。

御書面魯西牛痘全書之儀ニ付、委細御掛合之趣承知仕候。然ル処、昨卯年利光仙庵より右牛痘全書蔵板仕度趣、拙著共迄申出候間、翻訳物之儀ニ付、其節猶又相伺候処、蔵板不苦旨被仰渡候書之儀ニ付、売弘ニ相成候而も不苦儀与存候。且引痘略之儀者開板之儀相伺候処、見合候様被仰渡候ニ付、牛痘発蒙之儀も同様之品故、被仰渡之趣を以其節及御挨拶儀ニ御座候。依之書物式冊草稿共返却、此段及御挨拶候

辰四月
山路弥左衛門

山路金之丞

つまり『魯西亜牛痘全書』の出版販売は何等問題はないので許可するが、『引痘略』については審議の結果、『牛痘発蒙』と同様に出版販売を許可しないという趣旨である。なお右の山路金之丞は見習であった。

以上三つの文書によって須原屋伊八による「魯西亜牛痘全書」の出版販売は安政三年（一八五六）になって許可されたことが立証され、事実「安政二年新刻」とある安政版には、写真①に示すように嘉永版にはない奥付があり、「須原屋伊八」の名前が披見されるのである。「安政二年新刻」とありながら安政三年（一八五六）に許可となったのは、詳細は知られないが、安政二年（一八五五）に版木を準備したが、実際に許可をうるのに時間を要して安政三年（一八五六）に至ったものであろう。

四、難波立愿の『引痘略』、桑田立斎の『牛痘発蒙』販売不許可の事情

右に述べた三文書の後には「是より見合書類」と題する井戸対馬守と天文方の山路弥右衛門との間に交わされた文書が添付されている。『魯西亜牛痘全書』に直接関連するものではないが、この問題を考える上で重要であるから左に示す。

最初に張り札がある。張り札はこの文書の宛名を示す。それには

井戸対馬守殿 山路弥左エ門

井戸対馬守

とあるが、この張り札と文書の内容によつて、最初文書は北町奉行の井戸対馬守が天文方の山路弥左エ門に問い合わせた文書であり、その後の文書はそれに対する山路の返答であることが判る。

一 増補訳本 引痘略 三冊

備前津高郡今川村

医師難波立愿著述

右者此度彫刻売弘度旨、通壹町目久兵衛店書物屋茂兵衛紀州住宅ニ付、店預り人弥七相願候段、町年寄館市右衛門申聞候間、医学館江問合候処、蘭方医書ニ有之候間、可否之儀、難及挨拶旨申越候ニ付、則御廻シ申候。売弘申付不苦候ハハ伺不及手限ニ而可承届与存候。依之書冊相添此度及御問合候。

亥六月

難波立愿の『引痘略』の出版販売願が館市右衛門から廻されてきたが、医書であるため一応医学館へ問い合わせたところ、この本は蘭書であるため、その出版販売の適否を判定するのは困難であるとの返答があった。出版販売を許可しても良いと考えるが、書冊を添付して審査願いたいという趣旨である。

この問い合わせに対する天文方山路弥左衛門からの返答は次の通りであった。

御書面増補訳本引痘略の三冊、先達而彫刻売引度旨、書物屋共より願出候ニ付、医学館江御問合之上、猶又拙著方江御問合之趣承知仕候、右者全く蘭書翻訳之医書とも相見江不申、和漢西説種痘之訳柄を集述致し候書ニ付、以来為

心得一応主膳正殿江伺置候処、開板之儀者先見合候様可致挨拶旨被仰渡候間、開板之儀者先見合候様存候。依之草稿三冊返却。此段及御挨拶候

亥十二月

山路弥左衛門

この文書の趣旨は難波立愿の『引痘略』は純粹な蘭書の翻訳でもなく、和漢の学説も引用している医書であり、念のため上司の「主膳正」つまり若年寄の大岡主膳正忠固に相談した所、出版販売は天文方としては許可出来ないということになったというのである。

右の文書の後に『牛痘発蒙』に関する同様の記述があるので左に引用しておく。

一 西洋牛痘発蒙 壹冊

筒井紀伊守内 桑田立斎 著

右彫刻売弘儀通旅籠町五人組持店書物屋平助より相願、草稿差出候段、町年寄館市右衛門申聞候間、売弘申付不苦候ハハ不及伺手限ニ而可承知与存候。依之右草稿相添此段及御問合候

亥九月

右の井戸对馬守からの『牛痘発蒙』の出版販売を許可しても良いのではないかとの天文方への問い合わせに対する天文方山路弥左衛門の回答は左の通りであった。

御書面西洋牛痘発蒙壹冊彫刻売弘之儀、書物屋共願出候ニ付、売弘相成候而も不苦哉問合之趣承知仕候。右者此度引痘略開板之儀見合候様被仰渡候ニ付而者、矢張同様之品ニ付、開板売弘之可否難及御挨拶候。依之草稿壹冊返却。此段及御挨拶候。

亥十二月

山路弥左エ門

『牛痘発蒙』も『引痘略』と同様の書であると判定され、出版販売が不許可になったのである。

この両文面によって、「三」の「市中取締統類集」に現れた『魯西亜牛痘全書』に記した館市右衛門の文書中の『引痘略』についての文面の意味がよく理解出来ると思う。

五、『魯西亜牛痘全書』の出版販売許可の背景

難波立愿の『引痘略』と桑田立斎の『牛痘発蒙』が不許可となった理由は、天文方の文書を読んでも判然としない。

難波立愿の『引痘略』は「増補訳本」とあるが、岩波書店の『国書総目録』（改訂版）や手許にある十数冊の各大学や施設の古医書目録中にも『引痘略』としては見出しされないことから推察すると、結果的にこの本はその後にも上梓されなかったと考えられる。

難波立愿つまり難波抱節には『散花新書』なる著があることが知られている。邱浩川の『引痘略』の訳に西洋の説と自説を加えたもので、門人林修（仲徳）の筆記になり、嘉永三年（一八五〇）肥後の幼幼館の刊行になる付録一卷を含めて全三巻の書冊である。現実に難波の『引痘略』の刊本が存在しないので即断することは避けなければならないが、立愿は嘉永三年（一八五〇）に出版した『散花新書』を翌嘉永四年（一八五一）に自説などをつけ加えて書名も『引痘略』と改題して出版しようと試みたことが窺われる。「増補訳本」の「増補」は自説などの追加を意味すると考えられる。立愿は『引痘略』と原著の題名にすることによって蘭書からの翻訳でないことを殊更強調しようと努めたかと推察されるが、書中に西洋と東洋の両説が紹介されていることから結果的に出版が不許可になったと考えられる。

また桑原立斎の『牛痘発蒙』は嘉永三年（一八五〇）に私家版として出版されたが、家蔵本の奥付には、発行日の記載

はなく、書肆として京都三条通升屋町の出雲文次郎、同寺町通松原下ルの勝村治右衛門、大阪心齋橋通北久太郎町の河内屋喜兵衛、同安堂寺町の秋田屋太右衛門、江戸日本橋通壹丁目の出雲寺萬次郎、同芝神町前の岡田屋喜七の七書肆が記述されている。出版が禁止された理由も首肯出来ないものがある。幕府による蘭書出版の規制が最も厳しい時期であったためであろう。

右に述べた二書が嘉永四年（一八五二）に出版の申請が出されて不許可になったのであるが、『魯西亜牛痘全書』は許可された。内容的に、『魯西亜牛痘全書』は純然たる翻訳であり、訳者や編者の経験などは含まれていない。この点において他の二書と少し異なるのであるが、許可された最大の理由は訳者が馬場佐十郎貞由であったことに尽きると思う。言うまでもなく馬場は幕府天文方の先達であり、翻訳されて約三十年の時が経っているとは言え、この先達の訳述の出版販売を不許可する訳にはいかなかったと思われる。逆に時間が経っていても、馬場の業績はそれ程高く評価されていた証左であるとも言えよう。

六、結 語

利光仙庵の編になる馬場佐十郎訳『魯西亜牛痘全書』の初版は安政二年（一八五五）であるとする説が一部にある。従来医学史研究者が殆ど参照することのなかった「市中取締統類集—書籍部—」を精査したところ、江戸の北町奉行と天文方は安政三年（一八五六）四月に須原屋伊八による『魯西亜牛痘全書』全二巻の出版販売を許可していることが判明した。『魯西亜牛痘全書』には嘉永版と安政版の二種が現実存在していることから、この安政版は再版であり、嘉永三年に出版されたのは少数の初版であることとする著者の従来の説が補強されたと考えられる。

なお嘉永四年（一八五二）に『魯西亜牛痘全書』は天文方の出版許可が得られているが、その蔭には訳者が天文方の大先達馬場佐十郎であったことが指摘されよう。

参考文献

- (1) 馬場佐十郎『遁花秘訣』序による。現在筆者の手許には十二種の写本があり、近くこれらの書誌学的研究を発表の予定である。
 - (2) 中川五郎治は種痘書を二冊日本に将来した。その中の一冊を村上貞助がゴローニンの所に持参し、それを偶然馬場佐十郎が見て全文を写して、それを用いて馬場はロシア語を習得した。もう一冊の種痘書については近く論考を発表する予定である。
 - (3) 古賀十二郎『長崎洋学史(下巻)』三〇九〜三一三頁、長崎文献社、長崎、一九六七(昭和四十二年)
 - (4) 松本明知『北海道の医史』七五〜一〇六頁、津軽書房、弘前、一九七三(昭和四十八年)
 - (5) 杉本つとむ『江戸の翻訳家たち』一四五〜二〇九頁、早稲田大学出版、東京、一九九五(平成七年)
 - (6) 松本明知「馬場佐十郎訳『魯西亜牛痘全書』の刊行について」、『科学医学史料研究』二七〇号、六〜一二頁、一九九七(平成九年)
 - (7) 森睦彦「幕府諸機関の記録に現れた『和蘭字彙』の出版経過」、『蘭学資料研究会研究報告』一七五号、一〜八頁、一九六五(昭和四十年)
 - (8) 森睦彦「徳川幕府の洋学書の翻訳出版規制」緒方富雄編『蘭学と日本文化』一一三〜一二三頁、東京大学出版社、東京、一九七二(昭和四十六年)
 - (9) 宗田一『図説日本医療文化史』二七六〜二七八頁、思文閣、京都、一九八九(平成元年)
- (弘前大学医学部麻酔科)

On the Circumstances of the Publication of the 1855 Edition of “Roshia Gyuto Zensho” (Russian Vaccination Book)

by Akitomo MATSUKI

There is a report that the 1850 edition of “Roshia Gyuto Zensho” (Russian Vaccination Book) translated by Sajuro Baba and edited by Sen-an Riko is not extant and that the 1855 edition of the book is the first edition. The author found an important document entitled “Shichu-Torishimari Zokuruishu - Shoseki-no-bu” at the National Diet Library, which includes several official records describing the publication circumstances of “Roshia Gyuto-Zensho” issued in 1856. This document has scarcely been referred to by medical historians before. It reads as follows: “Thachi Subaraya, the publisher, asked the magistrate of Edo to permit him to publish and sell two volumes of the translated vaccination book entitled “Roshia Gyuto Zensho” in 1856. The magistrate consulted the members of astronomy division of the Tokugawa Shogunate concerning its possible publication and gave finally a sanction to the publisher after careful consideration.

There is a description in the records which shows that two volumes of the 1850 edition were submitted for check, indicating that the 1855 edition is the second and 1850 edition is the first edition. Behind the situation regarding the granting of permission to the publisher by the Shogunate, there would have been the fact that Sajuro Baba, the translator of the book, was one of the founders of the division of astronomy of the Shogunate.